

令和 7 年 度

業 務 番 号 平み戦 委 第 1 号

業 務 名 スマートインターチェンジ整備可能性検討調査業務

特 記 仕 様 書

平 川 市 役 所

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書(以下、「本仕様書」という。)は平川市(以下、「発注者」という。)が発注するスマートインターチェンジ(以下、「スマートIC」という。)可能性検討調査業務(以下、「本業務」という。)に適用するものであり、これに示す以外は青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書(令和6年10月1日以降適用版)」に準拠する。

特記仕様書と共通仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第2条（目的）

本業務は、平川市で構想中の東北自動車道黒石 IC～東北自動車道大鰐弘前 IC 間に接続するスマートICについて、設置の可能性を調査するものである。

第3条（準拠法令等）

本仕様書以外にも関係諸法令、規則、指針、条例、その他発注者が指示する規格等に従うものとする。

第4条（疑義）

本仕様書に示されていない事項、その他不明点等について疑義を生じた事項は、速やかに発注者と受注者の協議により定めるものとする。

第5条（業務計画）

本業務における業務計画書は、第1回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

なお、業務計画書には、契約図書に基づき、業務内容・実施方針・工程表・履行体制・打合せ計画、連絡体制(緊急時を含む)等を記載すること。

業務計画書の内容を変更しようとする時は、その都度発注者に承諾を得なければならない。

第6条（管理技術者）

本業務における管理技術者は、以下のいずれかの資格及び実績を有する者を配置することとする。

(資格要件)

- ・技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画又は道路)又は(建設部門:都市及び地方計画又は道路)
- ・RCCM(都市及び地方計画又は道路)

(実績要件)

平成27年度以降に業務完了済みの「東北自動車道におけるスマートIC整備に係る可能性検討業務」において、管理又は担当技術者として従事した実績があること。

第7条（照査技術者）

本業務における照査技術者は、以下のいずれかの資格及び実績を有する者を配置することとする。

(資格要件)

- ・技術士(総合技術監理部門:都市及び地方計画又は道路)又は(建設部門:都市及び地方計画又は道路)
- ・RCCM(都市及び地方計画又は道路)

(実績要件)

平成27年度以降に業務完了済みの「東北自動車道におけるスマートIC整備に係る可能性検討業務」において、管理、担当又は照査技術者として従事した実績があること。

第8条（会社保有資格）

受注者は品質確保、環境配慮、情報管理の観点から、次の資格を取得しているものとする。

- (1)ISO9001(品質管理システム)
- (2)ISO14001(環境マネジメントシステム)

第9条（工程管理）

受注者は、業務計画書並びに工程表に基づき、適切な工程管理を行うとともに、契約書第20条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第10条（貸与資料）

発注者は業務遂行に必要となる図書及び関係資料を受注者に貸与するものとする。

受注者は、資料の貸与を受けたときは、借用書を発注者に提出しなければならない。また、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに発注者に返却するものとする。

受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料は、複写してはならない。

第11条 (契約不適合責任)

検査完了後、一年以内に成果品の不適合が発見された場合、受注者は、発注者と協議の上必要な処理を行なわなければならない。

第12条 (権利の帰属)

本業務に基づき作成された成果物の著作権については、発注者に帰属するものとする。

第13条 (打ち合わせ協議)

本業務を適宜かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- 2 業務着手時及び業務完了時の打ち合せには、管理技術者及び照査技術者が立ち会うものとする。
- 3 電子メール等により相互に確認した内容についても、打合せ記録簿を作成するものとする。
- 4 打合せ方法については、原則対面方式とするが、感染症等の状況により、WEB方式での打合せも可とする。また、その際は事前に発注者の承諾を得るものとし、機材等の費用については受注者の負担とする。

第14条 (委託業務日数又は履行期限)

本業務の業務日数又は履行期限は、下記のとおりとする。

業務日数 日

履行期限 令和 8年 3月25日

第15条 (成果品の納入場所)

成果品は発注者が指定する場所へ直接持参し納入するものとする。なお、納品時に成果品内容の説明を行うものとする。

第16条 (検査)

受注者は、契約書第36条の規程に基づき、完成届を提出する際には、契約書及び仕様書により義務付けられた資料の全てが完了し、発注者に提出していなければならない。

- 2 発注者は本業務の検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

第2章 業務内容

第17条（業務内容）

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備

業務実施にあたり、業務目的・内容を把握したうえで、業務の手順及び体制・遂行に必要な条件等を整理し、業務計画書を作成する。

(2) 交通量推計

下記の項目によりスマートICの将来交通量の推計を行う。

① 現況交通量配分データの作成

平成27年度時点における現況配分ネットワークデータを作成するとともに、現況道路網を踏まえたゾーニングの設定を行い、国土交通省による平成27年度現況OD表を集約・細分化した現況交通量配分に用いる現況OD表を作成する。

② 現況交通量配分

上記で作成した現況配分用データをもとに、交通量配分手法（分割配分法）により配分計算を行い、現況再現性を考慮して道路網条件を確定させる。なお、QV等の道路網条件等は実情に配慮して設定する。

③ 将来交通量配分データの作成

現況道路配分結果から得られるネットワークデータに令和22年度における将来道路網を追加し、将来配分ネットワークを作成するとともに、令和22年度の将来ODを集約・細分化して将来交通量配分に用いる将来OD表を作成する。

令和22年度将来ネットワークへ反映する路線は、平成27年度以降に整備・事業化された青森県内の事業と、県内外の高速道路及びインターチェンジ等を対象とする。

④ 将来交通量配分

上記で作成した将来配分用データをもとに、スマートIC整備の有無について、令和22年度将来交通量を交通量配分手法（分割配分法）により配分計算を行う。

交通量推計ケースは、スマートIC整備の有（基本ケース）と暫定候補地の整備有におけるケースの2ケースとする。（暫定候補地は、打合せによる。）

(3) 整備効果検討及び課題の整理

交通量推計結果を用いて、「費用便益分析マニュアル(令和5年12月):国土交通省」に基づき、当該計画スマートIC整備に関する費用便益分析を実施し、事業の実現可能性について評価する。また、スマートIC設置後の採算性の検討も行う。

上記検討結果により、スマート I C 設置に対する課題を抽出し、整理する。

(4) アンケート調査

スマートICの必要性検討の基礎資料とするため、スマートICを整備することにより利便性が向上する施設の利用者等を対象にアンケート調査を実施し、結果のとりまとめを行う。

調査方法は、施設へのアンケート調査票及び回収 BOX を設置する方法を想定し、対象施設は3か所程度とする。

(5) ヒアリング調査

スマートICの必要性検討の基礎資料とするため、スマートICが整備された際に利用が想定される関係企業、団体等を対象に現状課題や整備への期待についてヒアリング調査を行い、結果のとりまとめを行う。

調査対象は、3 箇所を想定する。

(6) 報告書作成

検討結果をとりまとめ報告書を作成するとともに、検討結果の要点についてとりまとめた概要版を作成するものとする。

(7) 打ち合わせ等

打ち合わせは、業務着手時、業務の主要な区切り 1 回、業務完了時の計 3 回を基本とする。業務の主要な区切りは、調査職員との打ち合わせにより決定するものとし、別途必要性がある場合は、随時打合せを行うものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち会うものとする。

(8) 業務内容に関する補足

今回の業務内容に加えて行うべき「スマート IC 整備の必要性整理」及び「接続位置の検討」は、令和 8 年度以降の発注及び契約とするため、算入を見込んでいない。

よって、交通量推計についても、3か所の接続位置で比較検討を見込んでいるが、今回は行わず、打合せ協議により暫定接続位置での検討2ケースとしている。

第18条（その他）

- (1) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない
- (2) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- (4) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - ① 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 - ② 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - ③ ワンデーレスポンスの徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第3章 成 果 品

第19条（成果品の提出）

成果品は、共通仕様書及び公募型プロポーザル実施要領に定めるものを提出すること。提出様式については、打合せ協議によるものとする。

第20条（テクリス登録）

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから担当職員にメール送信し、担当職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が15日に満たない場合は、変更時の登録申請を省略することが出来る。